

令和5年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和5年6月30日（金）14:00～16:15

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 説明
障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要
- 2 議 題
 - (1) 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について
 - (2) 障害者差別に関する状況について
 - (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の改正について
 - (4) 次期さいたま市障害者総合支援計画の策定について
 - (5) その他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について
- ・ 資料2 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料3-1 令和4年度障害者差別集計表(速報値)
- ・ 資料3-2 【非公開資料】令和4年度障害者差別相談対応事例一覧
- ・ 資料4 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の改正について
- ・ 資料5 <障害者総合支援計画>第1章 総論 新旧対照表
- ・ 資料6 <障害者総合支援計画>第2章 各論 新旧対照表
- ・ 書面評決意見シート
- ・ 参考資料1 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針
- ・ 参考資料2 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
- ・ 参考資料3 さいたま市職員対応要領

出 席 者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員※、月岡委員、
藤本委員※、佐野委員、滝澤委員、荒井委員、豊永委員

臨時委員・・・富岡臨時委員、新井臨時委員※、川津臨時委員、加藤臨時委員、竹内臨時委員、宮村臨時委員、黒金臨時委員※、塚田臨時委員、塚越臨時委員、長谷場臨時委員※、大畑臨時委員※

※は書面参加

事務局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠席者

水内臨時委員

1. 開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに委員及び臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りした資料といたしましては、

- 1 次第
- 2 委員名簿

ここで1点訂正がございます。塚田臨時委員の役職について、主査となっておりますが、正しくは室長補佐でございました。大変申し訳ありません。

なお、公開用の委員名簿につきましては正しい役職名に修正いたします。

- 3 資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）」について
- 4 資料2「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発について」

ここで、1点修正がございます。2ページ(4)イベントにおける周知①大宮アルディアージャ手話応援の日程について、令和5年8月26日(日曜日)となっておりますが、正しくは土曜日でした。申し訳ありません。

- 5 資料3-1「令和4年度障害者差別集計表(速報値)」
- 6 資料3-2「令和4年度障害者差別相談対応事例一覧」

なお、資料3-2「令和4年度障害者差別相談対応事例一覧」の詳細につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題2「障害者差別に関する状況について」の際に画面に表示させていただきます。

- 7 資料4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の改正について
- 8 資料5 <障害者総合支援計画>第1章 総論 新旧対照表
- 9 資料6 <障害者総合支援計画>第2章 各論 新旧対照表
- 10 書面評決用意見調書

こちらは、書面参加される委員に御提出いただくものです。

- 1 1 参考資料1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- 1 2 参考資料2 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
- 1 3 参考資料3 さいたま市職員対応要領

資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員15名、書面で出席委員6名、過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐 清水様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 中山様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日は、傍聴を希望する3名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題2「障害者差別に関する状況について」は、議題の後段において、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題2のうち、非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームから御退席、会場からの御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言する時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名があった後に御発言ください。その際、どなたが発言されたか分かるように、お名前をおっしゃってから御発言いただけますようお願いいたします。

それでは、ただ今より第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害政策課長の田中より御挨拶申し上げます。

(田中課長)

皆様、こんにちは。

障害政策課長の田中でございます。

本日のさいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日、御出席いただいております皆様方におかれましては、平素より、本市の障害者施策の推進について格別の御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、今年度新たに本委員会の委員及び臨時委員に委嘱、任命された皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年度は、引き続き実施いたします、障害者差別解消に関する周知啓発だけでなく、令和6年4月1日に施行されます障害者差別解消法の一部改正に伴い、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、いわゆるノーマライゼーション条例の改正や次期障害者総合支援計画の策定を行います大変重要な年度となります。

引き続き委員をお引き受けいただいた方々、また新たに委員になられた方々もいらっしゃると思いますが、改めて皆様方には、それぞれの御経験やお立場から率直な御意見を賜りますようお願いいたします。

また、今後につきましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者差別の解消を推進する取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくようお願いいたします。

それでは、本日第1回目の委員会の開催にあたり、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じますので、お手数ではございますが、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。事務局より御案内差し上げますので、お手元でございます委員名簿の順にお願いいたします。

それでは大村委員をお願いいたします。

(名簿の順番に自己紹介)

委員の紹介は以上となります。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(司会より、障害政策課長、ノーマライゼーション推進係職員を紹介)

以上を持ちまして、委員の皆様、事務局職員の紹介を終わります。

本日は、第1回目の委員会ということで、委員長が選出されておりません。誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第17条第1項では「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定しております。どなたか御推薦がございましたら、挙手をして御指名いただきたいと思います。

はい、滝澤委員。

(滝澤委員)

私は、昨年度まで副委員長を務められ、これまでの経緯をよく御存じの大村委員にお願いしてはと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、滝澤委員より大村委員に委員長をとの御発言がございましたが、委員の

皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。それでは、本委員会の委員長は大村委員にお願いしたいと思えます。

大村委員どうぞよろしくお願ひいたします。

では、恐れ入りますが、大村委員には、委員長就任の御挨拶をいただくとともに、以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(大村委員長)

はい、本委員会の委員長を務めさせていただくことになりました、筑波大学の太村と申します。

前期につきましては副委員長を務めておりましたが、長らく委員長職でおられた宗澤先生の方が、多大な御功勞があつて、そして施策の推進にかなりお力を尽くしてくださつたと認識をしております。私の方は大変未熟ではありますが、今日こちらにいらっしゃる方々は大変御経験も豊富であつたり、障害のある方の生活の実情をよく御存じの方ばかりだというふうに存じ上げていますので、是非皆様の忌憚ない御意見をお聞きすることができ、そして皆様方が意見を表明できて、そしてそれを取りまとめることができるように、力を尽くして参りたいと思ひます。

御協力の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここから私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

まず本委員会の副委員長について、条例施行規則17条で互選により選出すると規定されております。

私としましては、障害福祉施策の状況にお詳しい森脇委員にお願いできればと考えているのですが、皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

はい、特に異議がないようですので、それでは森脇委員に本委員会の副委員長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではですね、会議をこれから進行したいと思ひますが、この委員会の説明をいただくことになっているのですが、先ほどですね、若杉委員の方から、この会議での合理的配慮の提供に関わつて質問が1点入つていますので、そちらについて事務局の方にお話をお伺いできればと思ひております。

若杉委員からは、「手話通訳の方がいらっしゃるのに、画面には手話通訳の方が出ていないのは何故ですか」ということで質問が入つております。恐らく聴覚障害のある方、参加者の方への手話通訳の提供に関わる質問かと思ひますが、事務局の方から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

(事務局)

障害政策課の竹鼻です。

先ほど若杉委員には、チャットの方で個人的に御連絡はさせていただきましたが、川津委員及び手話通訳者の方どちらも会場にいらっしゃるため、手話通訳者については画面表示オフで進めさせていただいているところです。

(若杉委員)

はい分かりました。

(大村委員長)

はい、分かりました。ありがとうございました。

今のお話ですと手話通訳の方が ZOOM に入っているのは、ZOOM 中での音声を確認するために、手話通訳者が入っていらして、そして川津委員に通訳をされているというふうに認識してよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(大村委員長)

はい、承知しました。それではそのように手話通訳が行われているということで、皆様御理解いただければと思いますし、手話通訳の方は会場にいらしゃって現場で川津委員に対して通訳してくださっているということで、御認識いただければと思います。どうもありがとうございました。

(大村委員長)

それでは議事に入りたいと思います。

会議のはじめに、今年度から初めて委員をおつとめいただく方も多数いらっしゃいますことから、事務局よりこの委員会について説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要について説明いたします。今年度、新たに御就任いただいた委員及び臨時委員がいらっしゃいますので、改めて本委員会についての説明となります。

資料 1 「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について」を御覧ください。

ノーマライゼーション条例第 15 条に定める本委員会は、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するとともに、個別の障害者差別事案に関して申立てがあった場合に助言又はあっせんを行うことなどを目的として設置された附属機関となっております。

また、部会は、障害者差別解消法第 17 条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置づけもございます。

しかしながら、本市におきましては、平成 23 年の条例施行以降、条例に基づく差別の申立てがないことから、障害者差別解消支援地域協議会として設置する障害者差

別解消部会と本委員会を合同で開催し、障害者の差別解消に係る周知啓発や申し立てに至らない差別相談の事案等について協議・報告を行っております。

なお、本委員会の臨時委員については、障害者差別解消部会としての任命になることから、本委員会で実施する差別申し立てに対する助言又はあっせんには関与しません。

今年度の今後の開催予定でございますが、年間2回の開催を予定しており、本日が第1回の開催となり、第2回の開催は年明け令和6年1月23日（火）14時からオンラインでの開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本委員会についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

（大村委員長）

はい、竹鼻さん御説明ありがとうございました。

今日この後議論をする、もう既に皆様方のお手元にいっている差別の事案があるかと思うのですが、これは申し立てのあった事案ではなくて、相談があって相談を既に各支援課の窓口であるとか、障害政策課の方で対応してくださっている事案を報告いただいている位置づけだということで、助言・あっせんを求める案件は、これまでにないということだと理解いたしました。

そういった差別の解消に関わるような施策を推進するための委員会であるということで御確認いただければと思います。

御説明ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、議題の1番目、「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について」ということですね、事務局から説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について

（事務局）

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、御説明いたします。

お配りしております、資料2、「令和5年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」としましては、（1）パンフレットの作成・配布と（2）合理的配慮提供促進事業がございます。

まず、（1）のパンフレットの作成・配布についてですが、本市では、主に事業者や市民を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と、主に小学6年生を対象とした「ノーマライゼーション条例リーフレット」がございます。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」につきましては、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

「ノーマライゼーション条例リーフレット」につきましては、毎年小学6年生向けに配布を行っているもので、各学校において、人権の学習の一環として取扱っております。昨年度までは、「ノーマライゼーション条例簡明版冊子」を配布してお

りましたが、小学生にもより分かりやすいよう、今年度からリーフレットに仕様を変更しています。

併せて、より理解を深めてもらえるよう、この後御説明します「ノーマライゼーション啓発アニメーション動画」について掲載している「ノーマライゼーション条例 WEB」へのアクセスを促すほか、例年リーフレットとともに配布しているワークシートにヘルプマークについても理解も深められるような項目を今年度より追加し、このワークシートをリーフレットと併せて配布をしているところです。

続きまして、ノーマライゼーション啓発アニメーション動画については、障害について基礎理解を深め、障害のある人もない人も共に同じ地域で暮らしていくことを我が事として考えることを契機とするため作製したものです。本動画は、先ほど御説明したリーフレットとともに小学6年生向けに学校生活の中で取り扱うほか、子どもから大人まで老若男女問わず、幅広い方を対象とした動画になっております。本動画は、YouTube で公開をしております。

次に、合理的配慮提供促進事業について、御説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するものです。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の物品購入に係る費用、また、点字メニューの作成等に係るコミュニケーションツール作成費です。

令和元年度に始まった事業で、令和4年度までに合計で26件の申請をいただいております。

今年度も、より多くの事業所に御活用いただけるよう、医療機関や飲食店など、障害のある方が日常的に利用する施設に対して周知を行ってまいります。

続いて、(3)「コロナ禍における困りごと」の周知につきましては、事例集を活用した啓発に取り組んでまいります。

次に(4) イベントにおける周知についてでございます。

イベントにおける周知としましては、大きく3点ございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、8月26日(土)にNACK5 スタジアムにおいて実施する予定です。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解についてふれる予定です。

また、啓発グッズやパンフレットの配布などにより、ノーマライゼーションの理念について啓発を行います。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「障害者週間」市民のつどいは、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月頃に開催しているイベントでございます。

今年度は、昨年度同様、プラザノースと市民広場等の北区の会場にて、12月10日日曜日に実施する予定です。こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者

を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて、障害者の理解の推進を図る予定でございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度は、年明け2月に、ブラインドサッカーの親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、(5)研修等の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。一昨年はホームページに資料を掲載する形態で実施しておりましたが、今年度は昨年度同様対面により講話を行う予定でございます。

次に、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市の全部局の職員でございまして、各課所室等から職員1名が参加することとし、合計約400名が参加する予定になっております。

また、庁内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修も実施する予定です。

講義型の研修については、一昨年度は庁内研修システムを使用したオンライン形式で実施しておりましたが、今年度は昨年度同様、対面による講義を予定しております。

最後に、(2)ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度は、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長をつとめられている又村 あおい氏に御協力をいただき、障害のある方への合理的配慮の提供について御講義いただきました。

今年度につきましては、11月に、視覚障害についての研修を実施する予定でございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

(大村委員長)

はい、今事務局から議題の1に関わって、令和5年度、今年度の「差別解消に関わる周知啓発の計画」について説明がありました。

ここから皆様方から質疑などをお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

はい、荒井委員お願いいたします。

(荒井委員)

はい、荒井です。

1つ、事務局に質問なんですけれども、1番最後に御説明いただいた、市の幹部職員を対象とした研修に関してですけれども、こちら具体的な内容というのは、ある程度決まっているのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいなと思ひまして、御質問させていただきました。

(大村委員長)

はい、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局障害政策課の荒木でございます。

今年度予定しております、幹部職員向け研修でございますが、こちら資料2の1番最後のところにちらっと触れておりますとおり、視覚障害、ロービジョンの方の体験をしていただくような形でですね、障害者体験をしていただくような内容と、後視覚障害当事者の方の御講義を伺うような研修内容を検討しているところでございます。

(荒井委員)

はい、分かりました。

研修内容について、体験型の研修ということで、視覚障害者体験ということなんですけれども、以前から申しあげておりますし、前委員長の宗澤委員長もおっしゃっていたと思うんですが、体験するだけで終わってしまうと、そこから幹部の方々でするので、今後の市の施策に活かせるようなものって、なかなか出てこないのではないかとこのように思います。

特にさいたま市は埼玉県眼科医会で参加しています、彩のひとみの協力団体にもなっておりますし、せっかくロービジョンのことを取り上げていただけるということですので、ぜひ埼玉県眼科医会とも連携していただいて、ロービジョンについて理解を深めていただけるような、今後の施策に活かせるような研修内容としていただけるようお願いしたいと思います。

(大村委員長)

荒井委員ありがとうございます。

ごめんなさい、会の名前をもう1度教えていただいてもよろしいですか。

(荒井委員)

会の名前は「埼玉県眼科医会」ですね。埼玉の眼科医の先生方で作っている会です。

そちらで「彩のひとみ」いう視覚障害者の支援のための簡単なガイドを作っていて、視覚障害になられた方が、医療からリハビリの方に繋がるようにということで、その繋ぐための簡単なパンフレット等を作っています。その協力の自治体として埼玉県とさいたま市が名前が出ておりますので、さいたま市としてもそこに協力していると

ということで、ぜひそちらとも連携して、折角ですので実施していただければと思った次第です。

(大村委員長)

今の御意見に対して事務局の方いかがでしょうか。

(事務局)

はい、講義の講師に検討しているのは、ロービジョンラボの代表の方と眼科医の方も講師の候補にあげているところがございますので、そういったことも含めて今後の講師の検討等の参考にさせていただきたいと思っております。

(荒井委員)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

(大村委員長)

はい、他に何か御意見などある方いらっしゃいますでしょうか。

川津委員お願いします。

(川津委員)

はい、川津です。

私は聞こえませんので、代わりに手話通訳が声を出します。読み取りを行います。よろしくお願いします。

3点質問があります。

1点目は、①のこちらのパンフレットの方ですが、今年度、合理的配慮の提供の推進事業の助成金について周知をすることと、市内の飲食店、医療施設、小売店などに啓発をするというお話がありました。去年は啓発をしたのでしょうか。まだ啓発していない状況なのか、どこにでも啓発したのか御説明いただきたいと思えます。

2点目が、②なんですけども、ノーマライゼーション条例のリーフレットについてです。簡明版を配ったという話がありました。今年度、A3の大きさのリーフレットを配布する予定という話がありました。ちょっと見たことがないのでどんな感じなのかイメージがつかないのですが、参考までに資料をいただけますでしょうか。

それから3点目、2ページ目(2)合理的配慮の提供事業の中の説明をいただきますか。令和4年度の昨年度の7件の内容は具体的にどんな感じなのでしょう。筆談ボードなのか視覚障害の方々の為のものなのか、7件の内容を説明できる範囲でいいので御説明いただくと助かります。

以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

今、大きく3点川津委員から質問がありました。事務局よろしくお願いします。

(事務局)

それでは、障害政策課の方からお答えさせていただきます。

まず、助成金のパンフレットを使っての啓発なんですけれども、こちらについてはですね、毎年医師会や歯科医師会の方を通じて周知させていただくと共に、商工会議所等にも通じて飲食店にも啓発をさせていただいているところでございます。

次に2つ目のリーフレットに移行する話なんですけれども、こちらはA3を2つに折ってA4サイズにするような簡単なリーフレットを作成させていただきまして、こちらを小学校の方に配布させていただくところでございます。こちらは市のホームページの方にも掲載させていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後はこちらの、合理的配慮提供促進事業の令和4年度の7件の内訳なんですけれども、主に医療機関等々での簡易スロープが主なものなんですけれども、令和4年度の中で特徴的なのですね、こちら資料の2の2ページ目のところにも書かせていただいた、パーテーション等、これがパーテーションというところを仕切るパーテーションを想像されるかと思うんですけれども、そのパーテーションではあるんですけれども、吸音ボードをちょっと考えていただければイメージつきやすいかと思えます。騒がしい環境だと集中できないような方、気が散ってしまうような方達に対する合理的配慮ということで、吸音ボードのパーテーションを補助したという実績がございます。

以上でございます。

(大村委員長)

川津委員、今の質問への回答に対して何かコメントございますでしょうか。

(川津委員)

はい、川津です。

2つ目3つ目については分かりました。1つ目の質問の答えがちょっとズレているかなと思って、もう一度確認させてください。よろしいでしょうか。

私の質問は、昨年度は医療機関ですとか、飲食店に対して啓発をしたということは承知しております。今年度にしなくても同じ場所に周知をするのか、それは繰り返しになってしまうのか、そうではなくて周知がまだの所、新しい事業所などについて周知をするのか、というところを御説明いただきたいと思って質問しました。

よろしく願います。

(事務局)

障害政策課でございます。

こちらの助成金を活用した周知なんですけれども、今お話した通り、定例毎年繰り返しやっているのは、医師会、歯科医師会なんですけれども、商工会議所系ですね、こちらに関しては年度ごとに、令和元年度については、飲食業界系であったりとか、ちょっと徐々にずらしたりして、それぞれの様々な業界に周知を年度ごとに分けて広げているといったそういう状況でございます。

(大村委員長)

川津委員よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、他に御質問、御意見等承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど月岡委員が挙手されていましたが。

(月岡委員)

よろしいでしょうか。

(大村委員長)

お願いいたします。

(月岡委員)

はい、月岡です。

1(1)①などで、障害を理由とした差別の解消に関するパンフレットが掲載されていますけど、内容が私分からないのでお伺いしたいのですが、来年4月1日から民間事業者も含めて合理的配慮の提供が義務化されるというところで、これに関する注意喚起と義務の対応を求めていくことが、民間事業者に対してやっていくことが重要な差別の解消に繋がるアクションなんじゃないかなというふうに考えております。こういったことについては、今回のパンフレットに掲載されているのかということの質問が1つ。

後は、同様の来年7月からの義務化については、内閣府などのリーフレットも非常によくできていて、ポスターなども合理的配慮の提供が民間事業者で義務化ですと前面に打ち出しているの、さいたま市の方でもよく作られていると思うのですが、内閣府のものなどが非常に、民間事業者目視線で言えば、我々も民間事業者でございますので、対応しなければいけないという意識改革を促すもので、そういったものの活用ということ、リーフレット、ポスターの提示についてどんな対策をとられているのかということをお伺いしたいのが2点目。

3点目として、来年4月1日に向けて具体的な施策として、民間事業者の合理的配慮の提供を実行的なものにしていくということで対応を考えているものがあれば、周知啓発と関連するものですので、この機会に教えていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

差別解消法の改正に伴う対応がどのような対応状況になっているのか、また予定があるのかという令和5年度ならではの非常に大事な指摘をいただいたかなと思います。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課でございます。

来年のですね、令和6年4月1日の差別解消法の改正の状況について、この後の議

題の報告でもお話させていただくことにはなっているんですけども、いわゆるノーマライゼーション条例こちらの方もですね、民間事業者の合理的配慮の義務化されることに合わせて、年明けの4月1日にノーマライゼーション条例の民間企業者に対する努力義務部分の条文の改正をすることをまず予定しているというのが、まず1番大きいところでございます。

こちら年明けの4月1日から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されること等につきましては、兼ねてからの合理的配慮提供促進事業を周知させていただくなかでもですね、令和6年4月1日から民間事業者さんにおかれましても、合理的配慮提供が義務化されることは、合理的配慮促進事業のPRの際にも併せたかたちで、PRに併せたというよりは、この合理的配慮提供事業の宣伝を活用させていただく様なかたちで、令和6年4月1日から義務化されるといったことを周知させていただいているところでございます。

先ほどお話させていただいた、新たなリーフレット。今年度から作成させていただいているノーマライゼーション条例の見開きのA3版のリーフレットこちらの方にもですね、当然こちら令和6年4月1日から民間事業者におかれましても合理的配慮の提供が義務化されるという内容を載せさせていただいている。

以上でございます。

(大村委員長)

月岡委員いかがでしょうか。

(月岡委員)

分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

(大村委員長)

今の返答に対して、私からも質問なのですが。

ノーマライゼーション条例のリーフレットの方には書かれているということで、これは市内の小学校6年生向けのリーフレットであるということですよ。

今、月岡委員がおっしゃったのは、パンフレットなども配布を民間事業者に向けてされると思うので、そこには書かれているのかどうかというところであったりとか、民間事業者に合理的配慮が義務化されるというところは、非常に大きな変化になるので、その変化に関わって十分周知ができているかどうか、というところの確認だったのかなと思うのですけれども。

すみません私も教えていただければと思うのですが、リーフレットには書かれている、ではパンフレットの方はどうでしょうか。

(事務局)

事務局障害政策課、荒木でございます。

ちょっと混同して話してしまいまして、こちらの小学生向けのリーフレットですね、資料2の②、ノーマライゼーション条例リーフレット、こちらのA3版のものに対してはちょっとそこまで障害者差別解消法で民間事業者に合理的配慮が義務化される、そういったちょっと高度な内容についてはこちらには書いてはおりません。今年度作

成するパンフレットの①の方ですね、障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット、こちらの今年度作成するパンフレットについては当然、事業者等に配る資料になりますので、こちらには民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることを掲載させていただき、そういう予定となっております。

(大村委員長)

はい、分かりました。

資料で言うところの1の(1)の①の方に書かれていて、②の方は小学生向けの物なので特にそれは予定していないということで確認をいたしました。

今のことはすごく大事な話だと私も認識していきまして、これに関わって何か皆さんの方から御意見であったり、お考えなどがもしあればお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

月岡委員お願いします。

(月岡委員)

(1)①のパンフレットについて、こちらに掲載されているものでしか拝見してないので詳細分かりませんが、内閣府などの方で作っている物の方が、ごめんなさい率直に申し上げて、「合理的差別の解消が民間事業者に義務化されます。来年4月1日からです。」ということを中心に打ち出しているの、そっちを御活用いただくか、同種の物を作成されるなりして、注意喚起を促していったほうがいいんじゃないかと思えます。

ちょっとこの「差別、こんなことしてない？虐待」っていうものだと、よくあるものなので、民間事業者の心には正直、響きにくい。そうではなくて民間事業者にとって、義務という言葉の方がはるかにメッセージ性が強いので、活用を内閣府のリーフレットなどを含め、周知方法、媒体について御検討をされてみてはいかがでしょうかという意見でございます。以上です。

(大村委員長)

内閣府のリーフレットの活用であるとか、もう少し強いメッセージ性があるものを伝えてはどうか、といった御意見だったかと思えます。

事務局いかがですか。

(事務局)

障害政策課でございます。

こちらのパンフレットの今年度についてはこれから作成する予定でございますので、当然内閣府の法施行についての内容等を参考にさせていただいて、月岡委員がおっしゃったようなかたちで、より訴求効果と申しますか、周知効果、人々に訴える効果が高いような書きぶりを研究して掲載させていただきたいと考えております。

(大村委員長)

はい、事務局の方ちょっと大事な案件なので、お手間もあると思うのですが、是非お願いできればと思えます。

他に皆様方の方からございますでしょうか。
森脇委員お願い致します。

(森脇委員)

はい、森脇です。

まず、色んな周知の方法をされているということはこの度学びました。ありがとうございます。

私から質問させていただきたいのは、2番と3番に関わる場所ですね、小学校のお子さん達に向けたリーフレットの配布というところなんですけども、まず、質問させていただきたいのは、このリーフレットをお子さん達に配布する場合は、基本は紙面ということになるのでしょうか。

文科省とかの調査でもあるんですけども、例えば紙だけだと読みにくいお子さんというのは、相当数いらっしゃるというふうに認識していますし、例えば「GIGA スクール構想」などでデバイスをお子さん達がもう活用できるようになっているので、例えばデジタルデータでこういうリーフレットを配布するという形も、同じような方で紙とデータと両方あってもいいのかなというふうには思っております。

また、デジタルデータになった場合は、例えば市のホームページなどに掲載させていただくと、6年生だけではなくて他の学年の方にも見ていただけるんじゃないかなと思いますし、お子さんの向こうには保護者様もいらっしゃいますから、そういうところで周知の効果も上げていくことができるのではないかなというふうに考えています。

こちらの点について、教えていただければと思います。

(大村委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局障害政策課でございます。

御意見、ありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、こちら小学生向けのリーフレット、こちら紙媒体で配るものなんですけれども、当然市のホームページ等のほうに掲載させていただいて、電子データも閲覧できるような状態になっています。

それと、これですべて載せるというものではなくて、これをきっかけに、資料の2のところにも書かせていただいたんですけども、さいたま市障害政策課で作っている、「ノーマライゼーション条例 WEB」こちらへアクセスしてもらって、どんどんどんどんノーマライゼーションの理念であったりとか、市の活動であったりとか具体的な差別事象とかそういったものにアクセスしていただけるようなきっかけとして配らせていただくのが意図的なものであります。

その下にさらに書かせていただいている、昨年度作成したアニメーション動画ですね、こういったとっつき易いものこれもまさにデジタル媒体で見ていただくようなYouTubeに載せている動画なんですけども、こういったものをきっかけにさせていただいて「ノーマライゼーション条例 WEB」こちらの方に、よりアクセスしていただいて

意識を高めていただくきっかけにさせていただければと考えている事業でございます。
引き続き効果的な周知を図っていきたくと考えております。

(大村委員長)

森脇委員よろしいでしょうか。

(森脇委員)

ありがとうございます。よく分かりました。

(大村委員長)

是非小学校などにお送りされる時に、今の御説明いただいた内容を合わせて御記入
いただいたりすると、教育現場で使っていただきやすくなるのかなとも思いましたの
で、御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1番目の議案に対して他に何か。

はい、竹内委員お願いいたします。

(竹内委員)

はい、精神障害者当事者会ウィーズの竹内です。

実際パンフレットとリーフレットは見てないんですけども、この中で精神障害と
いうかメンタルヘルスのことはどれくらい取り上げられているものなんでしょうか。

結構今、メンタルヘルスって重要な問題で、パンフレットとかリーフレットとかに
も取り上げられないということはおかしいと思うのですがいかがでしょうか。

(大村委員長)

メンタルヘルスに関わる何か周知啓発がどのように行われているかというところ
で、恐らく他の部局との兼ね合いもあるのだと思うのですが、可能な範囲でお答えい
ただけると助かります。お願いいたします。

(事務局)

障害政策課事務局でございます。

こちらの条例等に関してですね、周知するパンフレット掲載内容ですね、やっぱり
かなり大枠な内容で示させていただいているものでございまして困っている人に対
する配慮をしていただきたいたいといったことを伝えるのがメインの趣旨の物になっ
てきますので、お話をさせていただくうえでより丁寧に話す必要のある方もいらっし
やいますよみたいな、そういったかなりボヤッとした書きぶりで載せさせていただ
いているのがほとんどで、個々の障害、精神障害についてとかメンタルヘルス等につ
いての細かい内容とかまではなかなか載せきれないのが、障害政策課で作っているノ
ーマライゼーションのパンフレットのレベルだと、そういうことになってしまいます。

恐らくメンタルヘルス等個々の分野については、個々の保健衛生局等で作っている
パンフレット等に詳しく出ているところではあると思うんですが、障害に対する総括
的な大雑把な配慮を依頼するといった内容のパンフレットになっているのが、障害政
策課の方で制作している物の実情でございます。

(大村委員長)

今のお話ですと、特に個別の障害種別、つまり機能障害ですね。個別個々の機能障害に関わる、何か周知啓発というものをしているわけではないということが分かったわけですが、竹内委員からはメンタルヘルスに関わって、どのくらい市民に周知がされているのかとか、これってお子さんも含めてですね、メンタルヘルスの問題って非常に重要な課題だと認識しておりますので、可能でしたら次回の委員会の時でも結構ですし、それ以前でも構わないんですけども、今の御質問に関わって市内でどういう状況なのか、ぜひお知らせをいただくとありがたいなと思います。

竹内委員、そのようなことでいかがでしょうか。

(竹内委員)

はい、そうですね、滝山病院事件ってあったじゃないですか。患者を暴行してしまった事件。ああいうこともあるので、調べてもらうんだったら、病院とかの関係も調べてほしいと思うんですよ。市内の6病院がどういう状態になっているのかって、当事者としては、とても気になっているところが大きいですがいかがでしょうか。

メンタルヘルスも大事だけれども、実際障害を負っている人たちの人権がどうなっているのかっていうのが、今とっても知りたいと思っているんですよ。

滝山病院事件が起こって、今病院はどうなっているんだ、ととても危惧しているところですよ。

以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

精神科病院での権利擁護とか権利侵害の状況が、竹内委員が気になっている状況があるということで御発言をいただいたかと思えます。

恐らくここにいらっしゃる方の多くは、そういった御関心があるのかなと思いますし、これをどう進めていくのかというのは少し検討が必要かなと思いますので、できれば次回などに検討であるとか、もしかすると素材をお互い出し合うといったこともあるかもしれないんですけども、少し事務局に作業していただいて、検討できる材料を1度持ち寄ればと思いますがいかがでしょうか。

(竹内委員)

了解しました。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

それではですね、まだ御発言されたい方もいらっしゃるかと思うのですが、時間に限りがありますので、先に議題の方進めさせていただきまして、後でまとめて御意見などあれば伺いたいと思います。

【書面参加した委員の意見】

(宮井委員)

パンフレットやリーフレットが配布先でどのように活用されたかなどが分かるといいと思います。

(藤本委員)

「障害者差別解消」「障害についての理解」の啓発活動実施予定がしっかり計画されていることが分かった。

(黒金臨時委員)

周知啓発については、可能な限り御協力させていただきます。

(大村委員長)

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目「障害者差別に関する状況について」、事務局から説明をお願いします。

議題2. 令和4年度障害者差別集計表(速報値)について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。資料3-1、「令和4年度障害者差別集計表(速報値)」を御覧ください。こちらは、令和4年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計したものです。

令和4年度1年間の対応件数は、2件となります。

まず、各区の対応状況ですが、2件のうち1件は大宮区、もう1件は障害政策課で対応しております。対応した組織の内訳が右側の②の図でございます。

次に、③「被差別者の性別」では、女性が2名となっております。④の「被差別者の年齢」では、30代が1名、70代が1名です。

次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、聴覚障害の方が1名、精神障害の方が1名です。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、2級ないしAが1件、等級不明が1件という状況でございます。

次に裏面を御覧いただきまして、⑦「差別の相談者」ですが、本人からが2件となっております。

⑧の「差別の分類」につきましては、建物や施設利用に関するものが1件、雇用に関するものが1件でございます。

次のページは、参考に過去5年の相談件数について記載しているものです。年間の相談件数としては、年度によって前後はあるものの、4件程度で推移しています。

分野別の件数を見ますと、日常生活におけるいずれの場面においても差別に関する相談が挙げられており、大きく偏りのある分野は見られません。

以上で資料3-1の説明を終わります。

ここからは、個別事案の報告となります。傍聴者の方は、事務局にて待機室に移動の処理を行います。終了後、ミーティングルームへの入室処理を行います。今の時点をもって退室される場合には、御自身の端末で「退室」を押してください。

それでは、事務局にて作業を行いますので、少々お待ちください。

議題3. 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について

(事務局)

それでは、戻られましたので、議題3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針とさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正」について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

資料4では、令和3年6月に公布され、令和6年4月1日に施行される「障害者差別解消法」の一部改正についての国基本方針と本市で制定しております、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」を比較した表を掲載しております。

まず、本市条例の改正についての方向性ですが、障害者差別解消法の施行まで1年を切っており、改正法以外の項目について条例化を検討するには時期尚早であることから、改正法の項目についてのみ改正を予定しております。

それでは、国の基本方針と本市条例について、上から順に説明してまいります。

まず第2、差別解消に関する共通的な事項、1、法の対象範囲についてですが、ここではそれぞれの用語の定義について記載されています。それぞれの対応については、資料のとおりですが、対象分野については本市の条例では定義としての定めはございません。

しかし、第1章第1条目的にありますように、「障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と定めていることから、当然に含有するものであると考えております。

次に、2、不当な差別的取扱いについてですが、不当な差別的取扱いについては、第1章第2条8号の差別の項目において包括的に記載をしております。

なお、表3つ目不当な差別に関する事例については、本市条例において直接的に明記はございませんが、差別の定義やそれぞれの事例に照らし、個別対応しているところでございます。

3、合理的配慮については、第1章第2項7号において定義をしております。こちらにつきましても、本市条例において事例の記載はございませんが、不当な差別的取扱いと同様、それぞれの事例に照らし対応を行っております。

また、建設的な対話や相互理解の重要性についても、直接的な記載はないものの、対応をする上での前提事項として認識しておりますとともに、相談があった場合には、当項目の重要性について併せて伝えるよう対応しております。

次に、第3行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的事項についてですが、さいたま市では職員対応要領を策定済みであり、記載事項についても全て掲載しております。法改正に伴い、今後国から変更後の基本方針に基づく国等職員対応要領が改正予定であるため、改定後改定内容を踏まえ、本市の職員対応要領についても協議し

ていく方向で考えております。

次に第4、事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項についてですが、基本的に従来通り事業者からの相談については障害政策課で受付し、関係機関等と連携し対応してまいります。2つ目の対応指針については、本市では策定しておりません。

第5国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項について、啓発活動については各種イベントや研修においてこれまでも実施してきているため継続して実施を進めてまいります。3情報の収集、整理、提供については、市内であがってきた相談事例を収集するとともに、本委員会の委員の皆様から適宜情報共有いただき、障害政策課において事例を整理し、類似相談があった場合に情報提供できるよう蓄積していきたいと考えております。

また、最後の項目、地域協議会についても、設置済みとなっております。

ここまでの説明のとおり、国の基本方針とノーマライゼーション条例との大きな相違がみられないことも踏まえ、本市条例の改正については、法改正に伴う項目のみの改正で考えており、具体的な改正項目については6ページ参考のとおりです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(大村委員長)

はい。今事務局から資料4に基づいて説明がありました。

皆様の方から何か御意見ございますでしょうか。

荒井委員お願いします。

(荒井委員)

荒井です。

資料の中で質問なんですけれども。すみません、画面に近づくのでビデオが映らなくなると思うんですが、資料の5ページ目です。

第5、国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項というところで、相談等の体制整備、これ市区町村、都道府県、国が役割分担、連携し協力し一体となって対応できるように取り組むっていうこれは、実は今回の法改正の大きな改正点の1つだと思っんですけれども、先ほど非公開部分でしたので、あまり具体的なお話はできませんが、先程の非公開部分でも、市と県の連携が上手くできてなかったんじゃないかというお話がありました。

これについては、今回ノーマライゼーション条例の方に反映するご予定はないんでしょうか。この連携の部分ですね、とても重要な部分だと思うんですがいかがでしょうか。

(大村委員長)

今、荒井委員から質問がありましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課でございます。

今回の条例の改正について考えているのはですね、先ほど説明させていただいた通

り、資料の1番最後のところにですね、いわゆる事業者、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されるどころ、努力義務から義務化されることについての箇所のみを改正するというところを今検討している、進めているところでございます。

こちらの連携等についての書きぶり等も加える必要があるんじゃないかといった御指摘ではあるのですが、ひとまず今法改正の義務化に伴う部分についての改正のこの部分についてのみの改正を検討しているところでございます。

一応こういった関係機関等の連携については、今までも条例、差別相談等の際にもやっているところでございますので、基本的に現在の条例に基づく差別対応のやり方を踏襲するような形で、こちらの連携については進めていきたいと考えているところでございます。

(荒井委員)

すみません、荒井ですけどよろしいでしょうか。

(大村委員長)

お願いします。

(荒井委員)

先程も申し上げましたけども、今回の差別解消法の改正は、事業者の合理的配慮の提供の義務化だけではなくて、一方でこの国と県、市との連携の部分についても改正されているはずで。同じく、当然法律・基本方針が変わっているんで、それに基づいて市の条例も変わるべきだと思ってるんですけども、変えないということなので、どうも私としては、納得できないという部分があるのですが、他の委員の御意見もお聞きしたいんですけども、如何なんでしょう。これは変える必要はないものではないかな。

(大村委員長)

今、御質問ありましたけれども、現行はここに関する記述は既にあるのかなのか、もう一度確認してもらっていいですか。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課でございます。

こちらの差別の対応については、条例については詳細なものを書くというよりは、差別の対応等について、障害者相談支援指針というものを策定させていただいておりまして、こちらの方に基づいてですね、差別相談の対応をさせていただいているというのが実情でございます。

当然こちらの中に、差別を受けた際の申し立て、相談の手順の中に関係機関等も含めて連携して状況の調査や差別の事は記載されていますので、こちらの条例で対応するというより、障害者相談指針に基づいて差別事案の対応もしているというのが実情でございます。

(大村委員長)

相談支援指針のことは条例には書かれているのでしょうか。

その文言はないと理解してよろしいですか。

今事務局の方で調べて下さっていると思うんですが、趣旨としては、大変重要な改正の機会であり、その機会に条例に書き込むべきだ、という荒井委員の御発言の趣旨だというふうに私としては受け止めましたが、荒井委員間違いないのでしょうか。

(荒井委員)

はい、その通りです。

(大村委員長)

他の委員からよろしければ、少しお話伺えればと思いますけれども。いかがでしょうか。

月岡委員お願いします。

(月岡委員)

私は荒井委員と同意見で、市町村都道府県、国の連携、役割分担、協力して一体となって対応に取り組むというところは、まさに重要なところでございまして、前向きに検討していただきたい点だと思っております。

以上です。

(大村委員長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。短い時間でもありますので、この場で意見言うことが難しいという方もいらっしゃるかと思うのですが、この後、是非連絡を取って、同様の御意見がある場合には、事務局の方にお知らせいただけますとありがたく思います。

私も荒井委員と同様の意見を持っておりまして、これは大変重要なカギになる部分だと私も思いますも、是非前向きに検討していただけたらなと思っております。

それではですね。まだ御意見あろうかと思いますが、続いて後5分だけお時間ください。5分以内には終わります。

【会場参加した委員の追加意見及び書面参加した委員からの意見】

(森脇委員)

差別解消法の改正内容(ポイント)に則して、ノーマライゼーション条例も弾力的に変更(追加)がなされることを望みます。

特に各関係機関の連携、市と県の接続は重要な点と思いましたが、ただ、責任の所在としては誰(どこ)になるのか、明確にしておくことも重要と思いました。

(藤本委員)

資料4、6ページの<参考:改正(案)>に賛成します。「努める」より「しなければならぬ」の方が行政の前向きな強い姿勢を感じます。

(佐野委員)

荒井委員より御意見のありました「相談等の体制整備」について、ノーマライゼーション条例に含めることが宜しいかと存じます。

(黒金臨時委員)

改正案に賛同いたします。

(事務局【後日回答】)

荒井委員から御意見のありました、市町村都道府県、国の連携、役割分担、協力して一体となって対応に取り組むというところにつきましては、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第22条第3項において、「市及び相談支援事業者は、相談及び実施に当たっては、専門的技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない」と条文に規定しており、本条文に含有されているものであるとの認識から、今回改正することは検討しておりません。

(大村委員長)

それではですね、議題の4資料5、次期障害者総合支援計画の策定について事務局から説明をお願いします。

議題4. 次期障害者総合支援計画の策定について

(事務局)

それでは、次期障害者総合支援計画素案について御説明いたします。

資料としては、資料5「さいたま市障害者総合支援計画素案 第1章 総論 新旧対照表」、資料6 同じく 素案「第2章 各論 新旧対照表(基本目標1)」になります。

現行計画の計画期間が令和3年度から令和5年度の3年間となっており、本年度をもって計画期間が終了することから、次期計画を策定するものです。

計画策定に係る状況といたしましては、昨年度から障害者政策委員会を中心に骨子について御審議いただいております、事務局では、たたき台として今回「素案」を作成したところでございます。

第1章、第2章以外に、第3章がございます。第3章は、資料とはしておりませんが、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する部分となっております。

本日は、このお配りした素案の内、障害者の権利擁護に関する部分について、皆様に御意見があれば頂戴したいと考えております。

では、資料5、第1章総論の2ページを御覧ください。計画策定の趣旨で国や市の障害者施策について概要を掲載いたします。合理的配慮や障害者差別解消法についても、簡単に掲載いたします。

次に5ページを御覧ください。視点2のところ、障害者差別、虐待をなくすため

に、障害に対する理解が必要ということを掲載します。

次に8ページを御覧ください。計画の体系になります。

基本方針は、ノーマライゼーション条例の前文や第1条目的から設定しているため、現行計画から継承といたします。

この基本方針の下に基本目標が4つあります。

基本目標1は、障害者の権利の擁護の推進になります。

そして、基本目標1の下に基本施策が4つあります。

- (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の推進、
- (2) 障害を理由とする差別の解消、
- (3) 障害者への虐待の防止、
- (4) 成年後見制度の利用の支援となります。

いずれも、現行計画からの継承となります。

次に資料6、各論を御覧ください。

2ページには、基本目標1の内容を掲載しています。

3ページ以降には、各基本施策の内容と、それぞれの基本施策の下の実施事業を掲載しています。

ここで、1点補足説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。各実施事業には、原則として目標値を設定するようになっていますが、表の下段のように、次期計画の目標値が令和4年度実績値よりも低い値を掲げている事業があります。これらのほとんどは、本市の上位計画であります「総合振興計画」に掲載されている目標値に合わせたものとなっております。今後見直す可能性もありますが、現状としては、上位計画との整合性を図る必要があることから、目標値、成果指標等を修正できない事業もございますので、予め御容赦ください。

こちらの素案について御意見をいただきましたら、反映できるかどうかを所管課に確認した上で、修正案を障害者政策委員会に提出いたします。この文言をこのように修正した方がいいなど具体的な御意見をいただくと、反映できるかどうか検討しやすくなりますので、よろしく願いいたします。

次期計画素案（案）についての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

(大村委員長)

ありがとうございました。

障害者政策委員会が所管する、次期の総合支援計画の素案について、特に権利擁護の部分だけ抜き出して、今日、審議にあげて下さっているという状況です。

それで、もう今日かなりお時間も押しているところもございますので、御覧いただきまして、何か御意見であったり、お気づきになったことというのは、共有いただければと思います。

そして場合によっては委員の中で文書等で検討させていただいて、そして、政策委員会に物によっては上げさせていただくという形を取ればと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

【会場参加した委員の意見及び書面参加した委員からの意見】

(藤本委員)

資料5、11, 12, 13ページについて、「発達障害」に対する、前向きな対応を伺い知ることができて、良いと思います。

(佐野委員)

資料6のさいたま市障害者総合支援計画 素案 第2章の14ページ、「成年後見制度の利用促進」の成果指標のうち、「セミナーを受講した市民の人数(累計)」について、質問と意見です。

この人数は、累計の数字であるため、毎年セミナーを開催するのであれば、人数は年々増加すると考えられますが、2024～2026年度は、開催予定がないということでしょうか。

当該セミナーが成年後見制度の広報を目的としたものか、市民後見人の養成を目的にしたものか、こちらの指標では明らかではありませんが、いずれにしても、権利擁護の観点からも重要な活動と考えられます。引き続き、セミナーが開催されることを期待いたします。

(事務局【後日回答】)

「セミナーを受講した市民の人数(累計)」の目標値を令和6年度は500人、令和7年度は550人、令和8年度は600人と修正いたしました。

(荒井委員)

「令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)を踏まえ、以下の2点について変更が必要と考えます。

いずれも「第2章 各論」「基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり」「基本施策 1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」にかかる部分ですが、視覚障害者に対する合理的配慮の提供に関する事項であり、当委員会において審議すべき事項との認識です。

①「実施事業 1 障害者等に配慮した情報提供」では、「ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン(日本産業規格 JIS X 8341-3 等)に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。」との記載があります。確かにさいたま市のホームページには、一昨年2月に実施した試験において、JIS X 8341-3:2016 の等級 AA に準拠していると明示されています。しかし、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」ではホームページの内容は逐次更新されるため、当該試験は年一回定期的ン実施することが定められています。また、同ガイドラインの適用範囲は自治体の公式ホームページのみならず、関係機関のホームページにも及ぶとされています。

さいたま市では一昨年2月以降の試験結果は公表されていませんし、図書館や選挙管理委員会、指定管理者が管理する市内施設のホームページ等の試験結果は公表されていません。いずれも試験が行われているのかどうか不明です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、視覚障害者が適切に情報を得られるよう、本事業においては市の所管する全ホームページの JIS 基準達成を目指した数値目標を設定し、毎年試験を実施して目標達成を目指す必要があると考えます。

②「実施事業 4 選挙時の情報提供」では、選挙公報の音声データを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図る旨が記載されており、今年 4 月の市議会議員選挙の際にも確かに公開されていました。しかし、音声データは選挙公報を読み上げたものをデータとして掲載するため、視覚に障害が無い人向けに公開されている PDF データと比べて掲載時期が遅く、視覚障害者が期日前投票を行う際に情報が得られないという問題があります。

この問題は、視覚に障害が無い人向けに公開されている PDF データをアクセシブル PDF（テキストデータ付き PDF）にすることで解決でき、それは非常に容易です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、基本理念として、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることが定められており、視覚障害者への合理的配慮としてアクセシブル PDF による選挙公報の公開が必要だと考えます。

なお、今年 4 月の市議会議員選挙の際、視覚障害者が市の選挙管理委員会に確認したところ、PDF ファイルにすると、候補者の意図する順番に読まない可能性があるため実施しないとの回答を得たそうですが、読む順番は読み手が決めることで掲載する行政機関が定めるものではありません。従ってこれを理由にアクセシブル PDF を掲載しないことは視覚障害者に対する合理的配慮の欠如であり、また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念にも反すると考えます。

以上①および②の点に関して事務局のご見解をお聞かせいただきたいのと同時に、本委員会の他の委員にもお諮り頂きたいと思えます。

(事務局【後日回答】)

いただいた皆様の御意見は、事務局にて集約し、所管課において計画に反映できるかどうかを検討いたします。そして、反映できる部分は修正した上で、修正後の計画案を障害者政策委員会に提出する予定でございます。権利擁護委員会の見解としてまとめる予定はありませんが、いただいた御意見は参考とさせていただきます。

なお、御意見を計画に反映できたとしてもできなかったとしても、次回権利擁護委員会にて、結果を御報告させていただきます。このことについては、委員長にも相談し、御了解いただいております。

(大村委員長)

それではですね、これで議事はすべて終わりましたが、その他、委員の皆様から何か御報告であるとか、審議をすべき事項などございましたらお願いします。

【会場参加された委員からの追加意見】

(森脇委員)

オンライン会議の冒頭でお話がありましたが、通訳者(手話)の方については、会場(委員のため)のみというよりは、開かれた協議会としてデフォルトで準備があり、

またオンライン録画の公開があるのであれば、なおさら手話が画面上でも見えていることは大切ではと思いました。

(事務局【後日回答】)

本会議の情報保障については、参加委員や事前申し込みのあった傍聴者等に必要がある時のみ配置をしております。

また、オンライン録画での公開については実施しておりません。

(大村委員長)

よろしいでしょうか。

それではすべての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。拙い進行で大変申し訳ございません。

(事務局)

大村委員長、ありがとうございました。

それではですね、本日は長時間にわたりまして、貴重な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

書面参加の方もいらっしゃいまして、7月7日金曜日までに書面の御意見の提出をお願いしておりますので、あと今回出た御意見等につきましても、議事録にまとめさせていただいて、後ほど御報告させていただきます。

事務連絡で次回の日程でございますが、年明けの1月23日火曜日を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行に御協力いただきありがとうございました。